

災害対応における議会行動計画

(資料編)

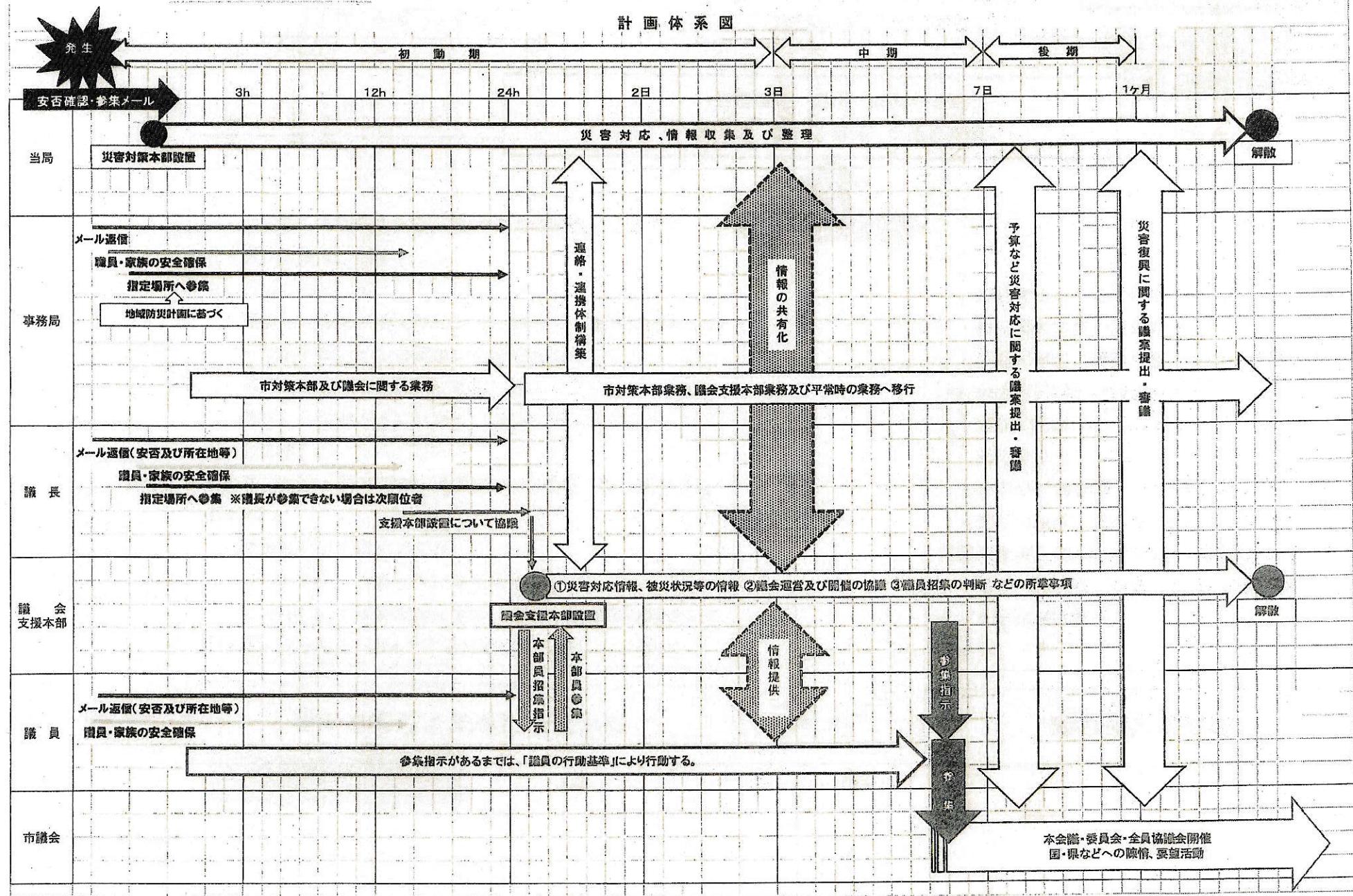
島田市議会

令和3年2月

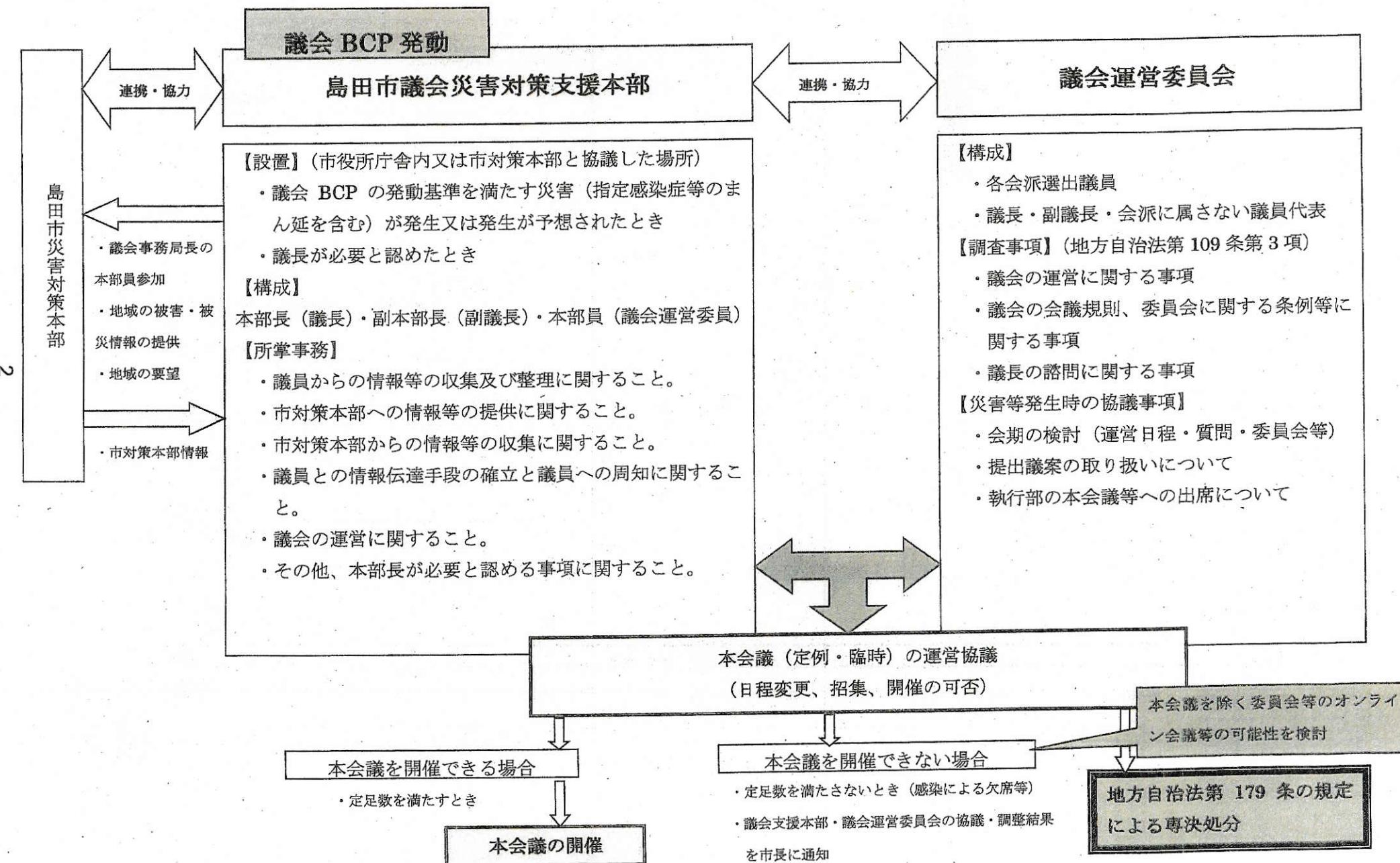
令和5年4月 改正

— 目 次 —

・計画体系図	1ページ
・災害等発生時議会対応フロー	2ページ
・職員参集基準	3ページ
・安否確認・参集メール	4~9ページ
・災害伝言ダイヤル・災害伝言板web171	10ページ
・新型コロナウイルスの感染確認、その後のフローについて	11ページ
・市の即応体制（基準）	12ページ
・各体制における組織編成区分について	13ページ
・川根地区災害時孤立対策マニュアル	14ページ
・新型コロナウイルスに関する国評価レベルの判断基準	15ページ



災害等発生時議会対応フロー



突発地震発生時の職員参集基準

情報種別 班等	震度4、震度5弱		震度5強以上
	対応	指示に基づく参集	
市長、副市長、教育長 本部員、班長及び副班長 初動班、本部班、情報班 庶務班、動員班 本部避難地班	自宅（自席）待機	対応体制の判断に基づき参集を指示された職員は出動する。	直ちにプラザおおりに出動し災対本部等を設置する。 災対本部等の業務に就くとともに、余震の発生に備える。 (副班長のうち本部に参集しない者は、各指定場所に出動する)
各班連絡員			直ちにプラザおおりに出動し、指定の業務に就くとともに、余震の発生に備える。
現地避難地班			直ちに指定の避難地（所）に出動し、指定の業務に就くとともに、余震の発生に備える。
その他の各班	① 自宅（自席）待機 ② 勤務時間外の場合、あらかじめ指定された職員は、各職場に出動し必要な業務に就くとともに、余震の発生に備える。		直ちに各職場の災対本部等の業務に就くとともに、余震の発生に備える。
備考①【危機管理課】	① 危機管理課職員は参集し「情報連絡室」を設置し、情報収集を行う。 ② 被害の有無、余震等に伴う被害発生の恐れの程度に応じて事後の対応体制について判断する。		要修正？
備考②【施設保有部署】	施設の点検を実施し、被害等の有無を情報連絡室等に報告する。		

(注) 1 勤務時間外に震度4若しくは震度5弱の地震が発生した場合、必用な業務のある所属は、あらかじめ出動する職員を定めておく。

2 総合医療センター、消防署等で独自の定めをする場合はこの限りではない。

3 交通、道路事情等で各参集場所に参集できない場合は、最寄りの避難所（地）へ出動し、各所属責任者へ連絡し指示を仰ぐ。

4 参集途上、市内の状況を確認し被害を確認した場所等を情報班若しくは本部班員に報告する。

※「災対本部等」は、災害対策本部、災害警戒本部または初動対応本部を言う。

島田市安否確認・参集システム 登録マニュアル

Ver1.0

1. ログイン

- ① 携帯電話から以下の URL にアクセスします。

ログイン画面が表示されます。

職員番号(7桁)とパスワード(初期設定では職員番号)を入力し、ログインを選択します。



URL : <https://sbsrelief.isseimail.jp/shimada/index.aspx>

※ログイン時に使用する「SSL 通信」という通信暗号化技術のバージョンアップに伴い、大部分のフィーチャーフォンからのログインができません。
フィーチャーフォンをお使いの方は PC、タブレット等からのログインをお願いいたします。

- ② メニューが表示されるので、「[3]職員情報登録変更」を選択します。

※メニューの種類は権限により異なります。

- ③ 職員情報登録変更メニューが表示されます。

1 安否情報確認システム

職員ID
パスワード
ログイン

* 携帯で見る方法

2 安否情報確認システム

メニュー

藤原 太郎 さん

[1] プロフィール変更

[2] 家庭属性

[3] 職員情報登録変更

[4] アンケート登録

[5] メール登録・削除

[6] グループ登録

[7] 実行履歴登録

[8] ログ出力

3 安否情報確認システム

職員情報登録変更

[1] パスワード変更

[2] メールアドレス登録変更

[3] メール登録変更

[4] 戻る

2. パスワード変更

- ① 職員情報登録変更メニューより、「パスワード変更」を選択します。

- ② 新しいパスワード欄、確認用パスワード欄に、新たなパスワードを入力し変更を選択します。

- ③ 「パスワードを変更しました。」と表示されたら、完了です。

※パスワード変更をせず、初期設定のままにしておくと、メールアドレスを不正取得されるおそれがあります。

※2回入力した新しいパスワードが一致していない場合は、エラーとなります。

1 安否情報確認システム

職員情報登録変更

[1] パスワード変更

[2] メールアドレス登録変更

[3] メール登録変更

[4] 戻る

ログイン 同時ログアウト

2 安否情報確認システム

パスワード変更

新しいパスワードを入力して下さい
半角英数字
[3-20文字]

新規パスワード*

確認用パスワード*

ログイン

戻る 戻る

3 安否情報確認システム

パスワード変更

パスワードを変更しました。

戻る 戻る

島田市安否確認・収集システム 登録マニュアル

Ver1.0

3. メールアドレスの変更・確認

- ① 職員情報登録変更メニューより、「メールアドレス登録変更」を選択します。
- ② メールアドレス登録変更画面が表示されます。現在のメールアドレスが表示されています(注:未登録の場合は表示されていません)。
メールアドレスを変更する場合には、「変更する」を選択します。
- ③ 新しいメールアドレスを入力し、入力し「確認」を選択します。
※入力した新メールアドレスが、メールアドレスの書式ではない場合(@がない等)は、エラーとなります。
再度、新しいメールアドレスを入力します。
- ④ 確認画面が表示されますので、「登録」選択します。このとき、「登録メールアドレスに確認メールを送信」をチェックしておくと、登録完了のメールが送信されます。(テストメール)
メールが届かない場合は、メールアドレスの綴りが間違っていないか、または、携帯電話のメール設定で受信拒否設定をしていないかどうかを確認してください。
- ⑤ 「メールアドレスの変更が完了しました。」と表示されたら、完了です

The figure consists of five screenshots labeled 1 through 5, illustrating the steps for changing a registered email address:

- Screenshot 1:** Shows the "Employee Information Registration Change" menu with option [2] "Email Address Registration Change" selected.
- Screenshot 2:** Shows the "Email Address Registration Change" screen. It displays the current registered email address "abcd@xyz.com" and asks if you want to change it. Buttons include "[1] Change" and "[2] Cancel".
- Screenshot 3:** Shows the "Email Address Registration Change" screen after entering a new email address "abcd@xyz2.com" and selecting "[1] Change". Buttons include "[1] Change" and "[2] Cancel".
- Screenshot 4:** Shows the "Email Address Registration Change" screen confirming the change. It says "The email address change has been completed." and includes "[1] Return" and "[2] Exit" buttons.
- Screenshot 5:** Shows the "Email Address Registration Change" screen again, identical to Screenshot 4, confirming the completion of the change.

★受信拒否設定について★

携帯電話のメール設定で受信拒否設定をしている場合は、以下のドメインまたはメールアドレスを許可するようにします。

*ドメイン指定でのメール拒否設定を行っている場合、「issbsreliefissemail.jp」を許可。

*メールアドレス指定での拒否設定を行っている場合、「shimada@sbsrelief.issemail.jp」を許可。



1.インストール

- 1 アプリインストールページへアクセスします。

Androidの方→GooglePlayStore から

iOS(iPhone)の方→AppStore から



GooglePlayStore

AppStore

- 3 アプリがインストールされたらアイコンを選択しアプリを開きます。

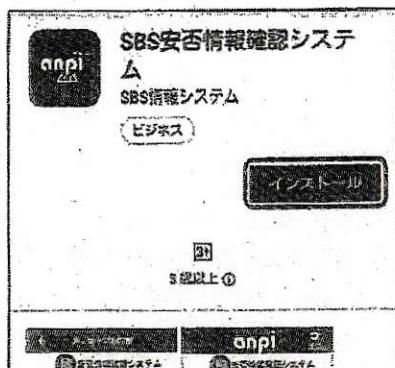
初めてインストールの際は初期設定が必要になります。「初期設定」を選択し初期設定を行ってください。



- 5 入力が完了したら、「送信」を選択してください。



- 2 アプリをインストールします。

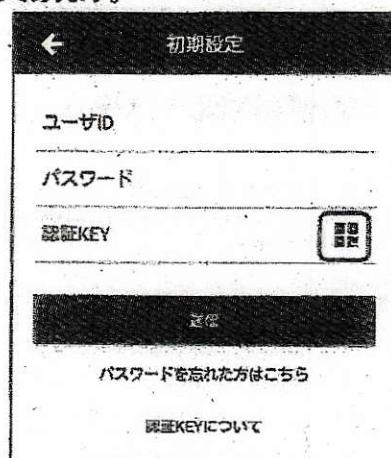


- 4 ユーザーID、パスワード、認証keyを入力してください。※1

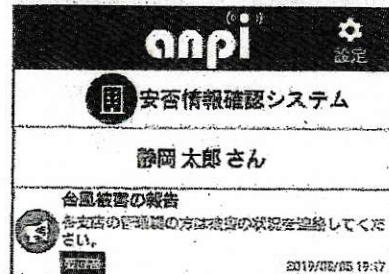
認証キー※2はQRコードを読み込むと入力がされます。
QRマークを選択するとカメラが起動するのでコードを読み込んでください。

※1 パスワードを忘れた方は、認証keyを入力のうえ、「パスワードを忘れた方はこちら」からパスワードの再設定を行ってください。

※2 認証キーのQRコードはこのマニュアルの一一番最後に記載しております。



- 6 ログインに成功するとメッセージ一覧が表示されます。

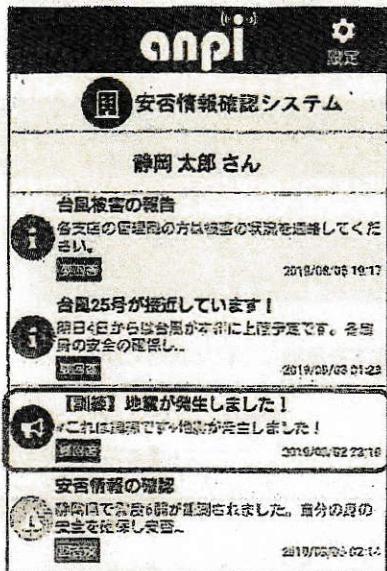




2.回答について

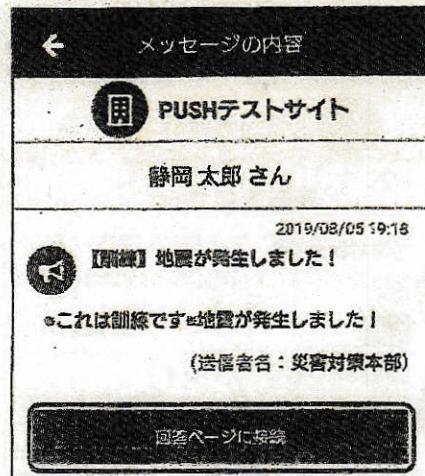
1

回答したいメッセージを一覧から選択してください。



2

メッセージを開くと内容が表示されるので、アンケートに回答する場合は、「回答ページに接続」を選択してください。回答画面のWebページが開きます。



注意事項

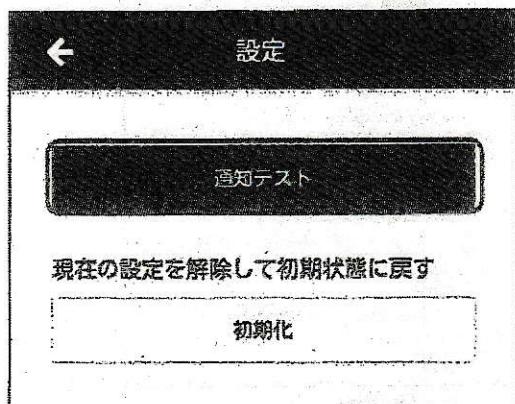
- ・本アプリをインストールするには、スマートフォンの空き容量が30MB以上必要です。
- ・プッシュ通知テストは約30秒後に通知されます。

1.通知テスト

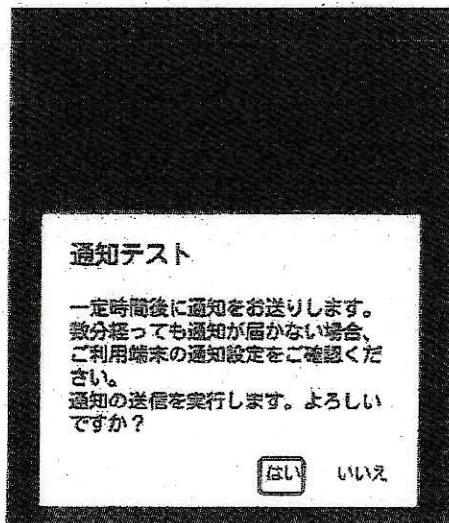
- 1 アプリのプッシュ通知が正常に動作するか、通知テストを実施することができます。
右上の「設定」を選択してください。



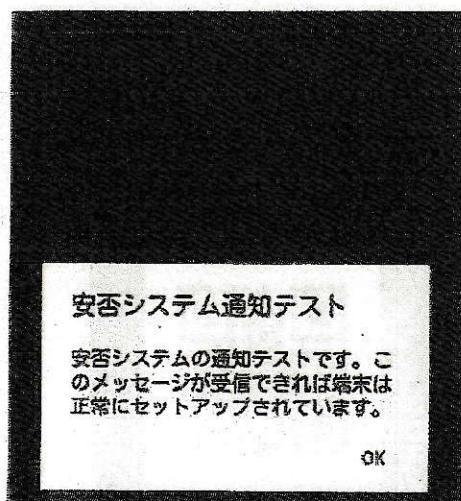
- 2 設定より、「通知テスト」を選択してください。



- 3 通知テストの詳細が表示されます。「はい」を選択してください。



- 4 無事に通知が来たらテスト完了です。通知が来ない方は端末の設定を見直してください。

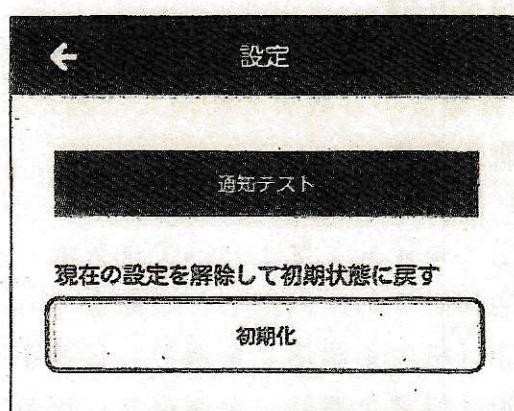


2.アンインストール

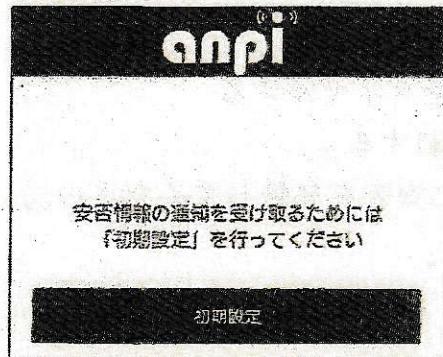
- 1 アプリをアンインストールする際は、初期化を行ってからアンインストールをしてください。

右上の「設定」を選択してください。

- 2 設定より、「初期化」を選択してください。



- 3 初期設定の表示に切り替わったら、初期化完了です。あとは他のアプリと同様にアンインストールを行ってください。



3.その他

★アイコンについて



手動送信メール(区分:通常)



手動送信メール(区分:緊急)



自動送信メール

★注意事項

- ・本アプリは全ての端末での動作を保証していません。機種によりうまく動作しない可能性があります。
- ・通知テストが来ない方は、端末の設定から通知の設定を見直してください。

「災害伝言板 web171」及び「災害伝言ダイヤル」

1 運用開始時期

災害発生時に災害発生地域において、N T T 東日本及びN T T 西日本がそれぞれ運用します。運用開始、提供条件等はN T T が決定し、テレビ・ラジオ等で周知される。

2 利用目的

災害発生時において、議会事務局又は議長から各議員への連絡手段として、また、各議員から議会事務局又は議長への連絡手段として利用する。

3 使用方法

(1) 災害伝言板web171

- ① 「web171」へアクセス
- ② 利用規約に同意し、電話番号 0 5 4 7-3 6-7 2 0 3 を入力
- ③ 「伝言を確認」を選択し伝言を確認
- ④ 「伝言を登録」を選択し、氏名（ひらがな）と伝言を入力登録

(2) 災害伝言ダイヤル

- ① 議長（事務局長）が事前登録した伝言を再生し、確認する

- ア 1 7 1 にダイヤルする
- イ 2 を押す
- ウ 0 5 4 7-3 6-7 2 0 3 をダイヤルする
- エ 音声ガイダンスの後、メッセージを確認する

例文「〇〇です。災害伝言ダイヤルに安否を登録してください。」

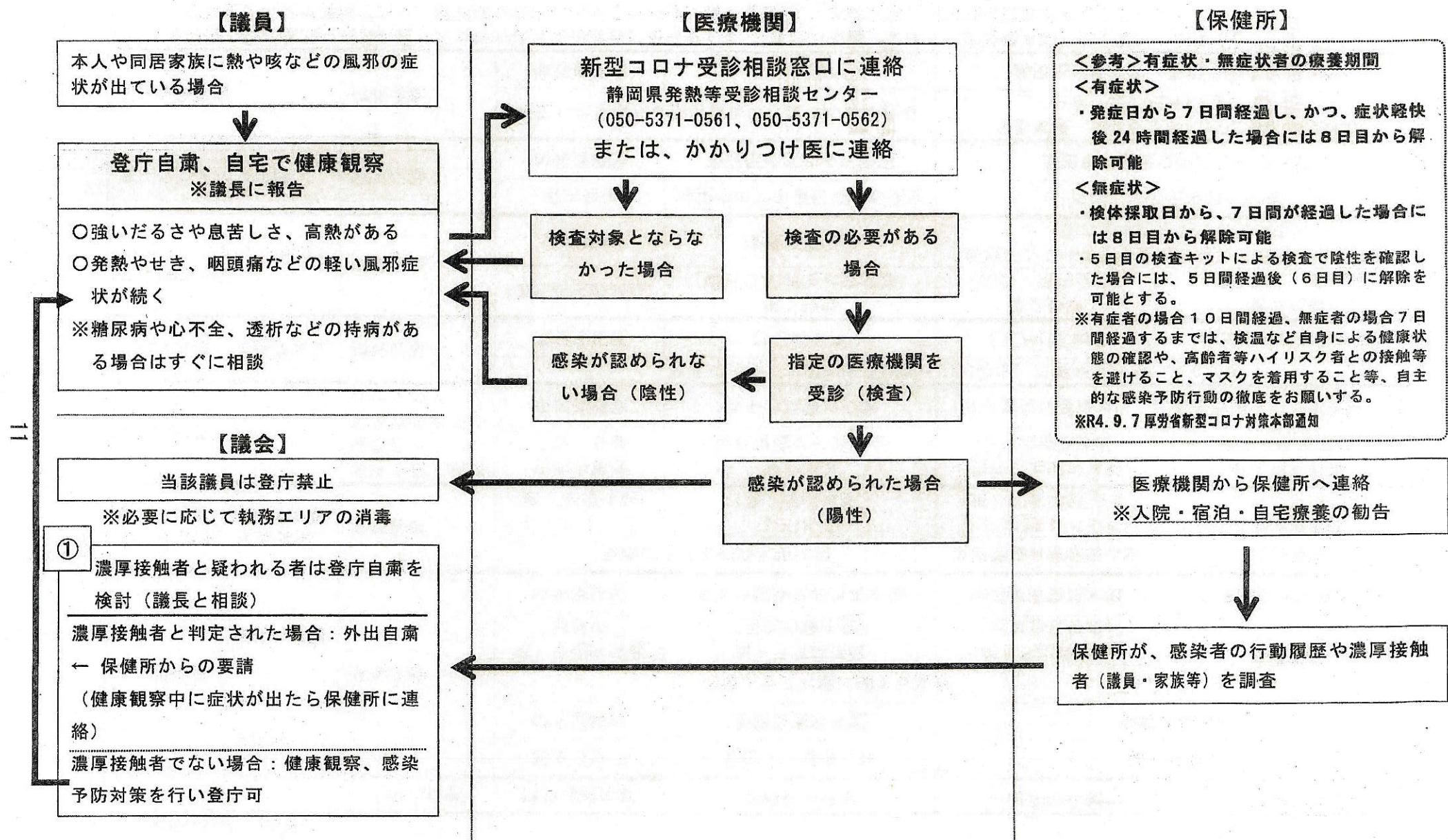
- ② 伝言（安否）を録音する

- ア 1 7 1 にダイヤルする
- イ 1 を押す
- ウ 議席番号 1 番～10 番の議員は 0 5 4 7-3 6-7 2 0 4
議席番号 11 番～20 番の議員は 0 5 4 7-3 6-7 2 0 5
をダイヤルする
- エ 音声ガイダンスの後、伝言を録音する（30秒以内）

例文「〇〇です。無事です。自宅にいます。（〇〇に避難しています。）」

- ③ 音声保存期間

48 時間



①保健所が濃厚接触者の判定を行う。濃厚接触が疑われる者は、登庁の自粛を検討（議長と相談）。濃厚接触者と判定された者は、保健所が外出自粛を要請。

【濃厚接触者とは】 新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。（厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般的な方向け）」抜粋）

市の即応体制（基準）

区分		平素の体制	情報連絡体制	初動対応体制	応急対応体制	本格対応体制	
大規模地震	突発型	情報活動	震度3以下	震度4～震度5弱	震度5以上		
			情報連絡室	地震災害対策室	災害対策本部		
	事前対応型		南海トラフ地震に関する情報				
			南トラ臨時情報 「調査中」	南トラ臨時情報 「巨大地震注意」	南トラ臨時情報 「巨大地震警戒」	地震発生	
風水害(洪水、土砂災害、突風・落雷・降雪被害等)			情報連絡室	南トラ臨時情報対策本部	地震災害警戒本部	島田市災害対策本部	
原子力災害	情報活動：情勢連絡会 環境放射能モニタリング	情報活動	降雨に応ずる初期水防体制		災害警戒非常配備体制	災害発生	
			レベル1・2 (第1配備体制)	レベル3 (第2配備体制)	水防本部(レベル4) (第3配備体制)※1	災害対策本部 (レベル5)※2	
	情報連絡室		御前崎震度 5強・5弱	警戒事態 御前崎震度6弱以上	施設敷地緊急事態 全交流電源喪失	全面緊急事態 全冷却機能喪失	
大規模事故・大規模火災		情報活動	事故の規模、市民の安全確保への影響度、災害発生状況により設置				
大規模感染症 (新型インフルエンザ等)			情報連絡室	○○対策室	○○対策本部	島田市災害対策本部	
鳥インフルエンザ等	情報活動	(海外発生の兆候)	第1段階 (WHOパンデミック宣言等)	第2段階 (国内・県内発生)	第3段階 (感染拡大・まん延)		
		情報活動	情報連絡室等	新型インフル等感染症対策室又は感染症対策本部 (国の基本的対処方針による)			
国民保護措置	情報活動	県内発生	近隣市町で家畜伝染病が発生	市内で家畜伝染病が発生			
		情報連絡室	家畜伝染病防疫対策室	島田市家畜伝染病防疫対策本部			
	情報活動	発生した事象及び情勢緊迫の状況に応ずる対応			発生事象・被害状況等に応ずる市独自対応 →県・国の統制に基づく対応		
		情報連絡室	○○対策室	島田市対策本部→島田市国民保護本部			

※1 その後の降雨状況や災害発生リスク等の状況切迫度合いを考慮して、「水防対策室」又は「水防警戒本部」とすることがある。

※2 災害発生の程度が軽微であり、短期間で収束に向かう可能性が高い場合は、「水防本部」体制で継続対応することがある。

各体制における組織編成区分について

体制区分	求められる機能	組織編成の基準	長	備考
情報連絡室	<ul style="list-style-type: none"> ◆状況把握 ◆関係機関等との連絡調整 ◆市長等への報告、庁内での情報共有 ◆情報発信、メディア対応 	<ul style="list-style-type: none"> ◆危機管理課及び危機事態に応ずる所管課の要員 ◆必要に応じ広報課要員 	危機管理課長又は事態に応ずる所管課長	
○○対策室 (事態に応ずる名称付与)	<ul style="list-style-type: none"> ◆危機事態に応ずる初期対応 (知る・知らせる・助ける・求める) ◆自体進展への対応準備 ◆その他、情報連絡室に準ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆危機管理課及び危機事態に応ずる所管課及び広報課要員 ◆当該事態対応計画等に示す対応に任する関係各課要員 	危機管理部長	災害対策本部体制からレベルを引き下げる場合も適用
南トラ臨時情報対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆南トラ臨時情報(巨大地震注意)発表への対応(知る・知らせる・助ける・求める) ◆その他、情報連絡室に準ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害対策本部本部員(各部長等) ◆本部班・初動班・情報班・庶務班・動員班、本部避難地班の班長及び副班長 	副市長	南トラ臨時情報対応マニュアル参照
○○対策本部 (事態に応ずる名称付与)	◆災害発生の恐れのある場合及び災害発生等に伴う災害応急対策、限定規模の災害応急復旧対策のための庁内横断的な対応	◆災害対策本部設置基準による	副市長	
島田市災害警戒本部	◆災害発生に備えた庁内横断的な対応	◆警戒本部設置基準による	市長	
島田市災害対策本部	◆災害発生等に伴う災害応急対策・応急復旧・本格復旧対策のための庁内横断的な対応	◆災害対策本部設置基準による	市長	

★災害対策本部、地震警戒本部等の災害対策基本法や関係法令で規定されているものは、その呼び方としている。

それ以外のものは、対応レベルに応じて島田市として体制の呼称を決定し、地域防災計画や関係マニュアルに記載(原則として、「室」体制は危機管理部長を長とし関係課長等以下による対応、「本部」体制は市長(又は副市長)を長とし部長等の幹部職員以下による対応)

川根地区災害時孤立対策初動マニュアル

災害時において、川根地区内に勤務または在住する職員が、災害対策本部等の出動場所に登庁することが困難な場合(川根地区が孤立した場合)は、以下のとおり対応するものとする。

役割	役職	担当	担当業務
班長	川根地域総合課長	総括	<ul style="list-style-type: none"> ・川根支所班本部立ち上げ ・搅拌方針決定等の決裁 ・危機管理監(水防長)との協議
班長補助		総括補助	<ul style="list-style-type: none"> ・川根支所班本部の立ち上げ ・班相互の連絡調整
調査対策班		被害状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・情報班からの被害情報を受け、調査箇所の優先度を決定する。 ・甚大な被害情報がない場合は、情報班、財務班の補助をする。 ・川根地区内の公共施設、道路、河川、水道施設等の被害状況を調査し、報告書を作成する。
財務班		被害施設の開放方針決定、車両の確保、燃料の調達、配車	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた所管施設の開放方針を決定する。 ・調査車両を確保する。 ・車両用燃料を確保する。 ・調査車両の配車にあたる。
資材班		応急資材の調達、輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査結果を受け、応急対策方針を決定する。 ・応急資材の調達にあたる。 ・応急資材の輸送手配にあたる。
情報班		被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、行政無線、デジタル無線、衛星携帯電話、アンサーバック等により、川根地区内の公共施設、道路、河川、水道施設等の被害情報を収集する。 ・市災害対策本部へ状況を報告する。 ・必要に応じて、同報無線により市民に情報を伝達する。
救護班		救護所の開設 要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設(震度5以上) ・要救護者支援 ・救護情報の伝達
現地避難地班		川根小学校 川根文化センターチャリム21 川根中学校(川根体育館) ぬくり交流センター 山村都市交流センターさまざま	<ul style="list-style-type: none"> ・避難地(所)を開設し、運営にあたる。 ・避難地(所)の情報を、川根支所班に報告する。 ・被害情報を収集し、川根支所班に報告する。

※居住集落が孤立し、川根庁舎に登庁することができない職員は、最寄の自主防災会の支援にあたるものとする。

新型コロナウイルスに関する国評価レベルの判断基準

令和4年12月16日改定

国評価 レベル	状況（国の例示等）				静岡県の指標と目安
	保健医療の負荷	最大確保 病床使用率	社会経済活動	(参考) 感染状況	
4 医療機能 不全期	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱外来や救急外来で対応しきれず、一般的の外来にも患者が殺到 ・通常医療も含めた外来 医療全体がひつ迫し、機能不全の状態 ・入院が必要な中等症・重症者の絶対数が著しく増加。 ・医療従事者の欠勤と相まって、入院医療がひつ迫 ・入院できずに、自宅療養中に死亡する者が多数発生 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態（重点医療機関における医療従事者の欠勤急増） 	<p>病床使用率 重症病床使用率 概ね 80%以上</p>	欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性	今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生	<p>【感染状況】及び【保健医療の負荷の状況】 今後の感染状況等を踏まえ設定</p> <p>【社会経済活動の状況】 県内の複数の公共交通機関において、新型コロナの影響で従業員が欠勤したことによる減便が生じた場合</p>
3 医療負荷 増大期	<ul style="list-style-type: none"> ・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来の多くに患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生 ・救急搬送困難事例の急増 ・入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる（重点医療機関における医療従事者の欠勤急増） 	<p>病床使用率 重症病床使用率 概ね 50%以上</p>	職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生	医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生	<p>【感染状況】 (2⇒3への移行) 1週間新規感染者数の前週比1.0倍以上が継続</p> <p>【保健医療の負荷の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コロナ受入病院入院者：400人以上 ②病床使用率（最大確保病床に対して）：50% ③コロナ受入病院の医師・看護師休職者数：300人 ④発熱外来の行政検査数：21,000件／週 ⑤救急搬送困難事案件数：40件／週 <p>【社会経済活動の状況】 具体的な目安値等は設定せず個別に判断</p>
2 感染拡大 初期	<ul style="list-style-type: none"> ・診療・発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まり始める ・救急外来の受診者数も増加 ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数も上昇傾向 	<p>病床使用率 概ね 30～50%</p>	職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者も出始める	感染者が急速に増え始める	今後の感染状況等を踏まえ設定
1 感染 小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・外来医療、入院医療ともに負荷は小さい 	<p>病床使用率 概ね 0～30%</p>	—	感染者は低位で推移、又は徐々に増加している状態	—

議場等における議員のパソコンの利用に関する傍聴者等への啓発について

20230324 議会事務局

1 経緯

市議会では、平成30年にペーパーレス会議システム（サイドブックス）の使用について研修を行い、同システムについて、期間限定ではあったものの試験使用できることとしたことを契機に、議場におけるパソコンの持ち込みを許可する取り組みを開始しています。

このため、議場の傍聴席両側には、議員がパソコンを使用する旨の貼紙により傍聴人に周知しています。

現在、議案等のペーパーレス化に取り組んでいるところでもあり、議場において議員がパソコンを活用する機会が増えている一方、傍聴人からパソコンを見ているという御指摘を複数いただいているところです。

このため、傍聴人に誤解を与えないよう、議員の会議等におけるパソコンの使用について以下のとおり対応したいと考えています。

2 対応方法

(1) 本会議における対応

① 傍聴席

別紙1の貼紙を傍聴席両側だけでなく、傍聴人が着座した時に見える位置にも掲示する。

② 傍聴人への配布物

傍聴人に配布する「傍聴される皆様には次の事項をお守りください」の用紙に加え、別紙2の用紙を配布する。

③ 議会だよりへの掲載

議会だよりの定例会スケジュール案内に、上記②の文言を加える。

(議場におけるパソコンを使用している写真があれば視覚的に分かりやすいので、スペースに余裕があれば加える。)

(2) 委員会における対応

① 委員会室入口

立看板に①の貼紙を掲示する。

② 傍聴人への配布物

傍聴人に②の用紙を配布する。

(3) 議員の対応

議員が一般質問する際に支援者等に傍聴を要請する場合は、パソコンの使用について説明する。

島田市議会では、ペーパーレスによる地球環境の保護などを目的として「紙からの脱却」（ペーパーレス化）に取り組む方針が決まっています。

このため、本会議や委員会などの会議において、議員がパソコンを利用して議案案等の書類を閲覧している場合に加え、質疑内容などをパソコンを通して確認している場合があります。

御理解いただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様へ

島田市議会では、ペーパーレスによる地球環境の保護などを目的として「紙からの脱却」（ペーパーレス化）に取り組む方針が決まっています。

このため、本会議や委員会などの会議において、議員がパソコンを利用して議案等の書類を閲覧している場合に加え、質疑内容などをパソコンを通して確認している場合があります。

御理解いただきますようお願ひいたします。

傍聴される皆様へ

島田市議会では、ペーパーレスによる地球環境の保護などを目的として「紙からの脱却」（ペーパーレス化）に取り組む方針が決まっています。

このため、本会議や委員会などの会議において、議員がパソコンを利用して議案等の書類を閲覧している場合に加え、質疑内容などをパソコンを通して確認している場合があります。

御理解いただきますようお願ひいたします。

※議会だよりイメージ

2月市議会定例会のお知らせ

議会を聴きに行こう！議会をオンラインで見てみよう！
傍聴をご希望の方は、議会開催日に市議会議場（市役所3階）へお越しください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の点にご注意ください。

- ・傍聴する場合にはマスクの着用と手指消毒の徹底をお願いします。
- ・体温が37.5度以上ある場合、または平熱より1度以上高い熱がある場合、急苦しさや強いだるさなどの症状がある方は傍聴をお控えください。
- ・傍聴席を53席から22席（うち3席は車いす専用）に減らしています。ご了承ください。

赤水色のラインで示された日の本会議は、インターネットでの生中継を行います。

日	月	火	水	木	金	土
2/12		13	14	15	16	17
			本会議(初日) 予算説明会	教育委員会 (厚生教育) (就活支援)	社会福祉委員会 (生活) (介護)	
19	20		21	22	23	24
	予算・決算 特別委員会				天皇誕生日 議会運営委員会	25
26	27	28	3/1	2	3	4
	本会議 予算説明会					

案

※島田市議会では、ペーパーレスによる地球環境の保護などを目的として「紙からの脱却」（ペーパーレス化）に取り組む方針が決まっています。

このため、本会議や委員会などの会議において、議員がパソコンを利用して議案等の書類を閲覧している場合に加え、質疑内容などをパソコンを通して確認している場合があります。

御理解いただきますようお願いいたします。

※現在の傍聴席の貼紙

